

伯監第16号  
令和元年9月30日

伯耆町議會議長 幸本元様

伯耆町監査委員 井上望

同 杉原良仁

行政監査報告書

令和元年9月25日行政監査を実施したので、その結果を地方自治法第199条第9項の規定により次のとおり報告する。

### 記

#### 1 対象

- 滞納徴収状況（住民課、福祉課、給食センター所管の町税、保育料、生活保護費返還料、給食費）

#### 2 監査の結果

徴収に関しては住民課が主導して、債権管理調整会議において、町税だけでなく利用料や給食費、貸付金等を含めた伯耆町全体での債権の対応をマニュアル化し、統一的な不納欠損等の対応を公正かつ公平になされている。

過去の滞納の影響を最も受ける給食費については、徴収努力により滞納額が平成24年度に比べ35.7%まで減少し、町税をはじめ保育料も滞納額が減少しており、徴収の努力を高く評価する。

固定資産税については早期の差し押さえを行い、納税の公平性に一層の努力をはかられたい。また、滞納者個々の具体的な状況を把握し、関係課が情報共有しながら徴収の努力をされているので、滞納者の生活実態に基づき適正な滞納処分をされるよう期待する。

以上